

## Blooming Camp 施設利用規約

### 第1条（規約の適用）

1. この Blooming Camp 施設利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する Blooming Camp 会員サービスのうち、グラングリーン大阪 JAM BASE 内に当社が開設し運営する施設である「Blooming Camp」（以下、「本施設」といいます。）の利用に適用される個別規約です。会員は、本施設の利用にあたり、当社の定める Blooming Camp 会員規約及び本規約を遵守しなければなりません。Blooming Camp 会員規約は、本規約とともに本施設の利用に適用されます。

### 第2条（定義）

1. 本規約における用語は、次の各号に規定する意義を有するものとします。
  - (1) 本建物  
本施設が所在するグラングリーン大阪をいいます。
  - (2) 届出等  
関係官庁等への届出や許認可の取得等をいいます。
  - (3) イベント参加者  
シーズ会員が本施設のイベントスクエアで開催するイベントに参加する者をいいます。
  - (4) シェアキッチン  
飲食店営業許可の施設基準を満たしたキッチン設備及び飲食スペースを備え、軽飲食の提供を行うことができるエリアをいいます。
  - (5) シェアキッチンサービス  
シェアキッチンを、飲食店営業を営もうとする者に利用させるサービスをいいます。なお、シェアキッチンサービスは、シェアキッチンサービス運営事業者が提供するサービスであり、当社が提供するものではありません。
  - (6) シェアキッチンサービスの利用  
第10条に定めるシェアキッチンサービスの利用契約を締結した会員が、シェアキッチンサービスを利用して、軽飲食の提供を行うことをいいます。
  - (7) シェアキッチンサービス運営事業者  
シェアキッチンサービスを提供及び運営する株式会社ヒトトバをいいます。
  - (8) シェアキッチン来訪客  
シェアキッチンを訪れた者（飲食したか否かを問いません。）をいいます。
2. Blooming Camp 会員規約で定義された語は、本規約においても同様の意義を有するものとします。

### 第3条（施設利用サービスの内容）

1. 会員は、次の各号に規定する各エリアで構成される本施設を利用できます。
  - (1) イベントスクエア  
イベント会場として利用できるエリアです。
  - (2) コネクトエリア  
会員同士が交流できるエリアです。会員並びに当社（コミュニティマネージャーを含みます）、協力者及び各会員の同伴者のみが入場できます。
  - (3) オープンコミュニケーションエリア  
会員に限らず本建物を訪れる人が誰でも利用できる、他者と交流できるエリアです。展示スペース、カフェ及びシェアキッチンを含みます。
2. 本施設は、会員同士若しくは会員と協力者とのコミュニケーションを促進する目的で提供されます。本施設は、物理的及び理念的に開かれた場であり、オフィススペース（事務作業又はクローズドな打合せ等を行う場所）として利用することはできません。

### 第4条（営業日及び営業時間）

1. 本施設の営業日及び営業時間は、当社が別途定めるものとします。
2. 前項の営業日及び営業時間は、本施設又は本建物の整備、災害（地震、台風、津波、火災等を含みますがこれらに限りません。）、感染症の流行、法令又は条例の制定又は改廃、公権力による命令その他の事情により、当社又は本建物の所有者若しくは管理者の判断で変更されることがあります。この場合、当社は会員に対して、事前に変更内容を通知するものとしますが、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、営業時間外を希望するイベントの開催申込み又はシェアキッチンサービスの利用申込みを、当社の判断により承諾する場合があります、この場合に限り、シーズ会員は営業時間外においても本施設を利用することができるものとします。

### 第5条（イベントスクエアにおけるイベント開催）

1. イベントスクエアにおけるイベント開催を希望するシーズ会員は、当社所定の方法により申込みを行うものとし、当社の審査を通過したイベントのみが開催できるものとします。シーズ会員は、当社が審査のために必要とする資料について、当社より提出を求められた場合には、これに応じるものとします。当社は、審査の結果を当社所定の方法により申込者に対して通知しますが、当社は審査内容及び審査結果の理由について開示する義務を負わないものとします。
2. シーズ会員は、イベントスクエアを無償で利用することができます。
3. イベント参加者の受付、人員整理、誘導又は警備等は、シーズ会員の責任と費用負担において行うものとします。

4. シーズ会員は、イベントを実施するために必要な届出等について、自己の責任と費用負担により、調査のうえ法令又は条例に定められた必要な届出等を行うものとします。当社は、イベントを実施するために必要な届出等についての調査又は届出等の代理等を行う義務を負わないものとします。シーズ会員は、届出等を行った場合、当社に対し、当該届出等の複写を提出するものとします。

※届出等の一例（あくまで例示であり、想定される全ての届出等を列挙するものではありません。）：催物開催届書／禁止行為解除申請書／著作物の演奏等利用申込／飲食を伴う催事に関する届出等

5. イベントの開催に伴う損害賠償保険、傷害保険、イベント中止保険その他の必要な保険への加入は、シーズ会員が自らの責任と費用負担において行うものとします。

6. シーズ会員は、次の各号に掲げる事項について予め承諾するものとします。

(1) イベントの準備及び開催中に、当社（当社が指定する者を含む。以下、本項において同じ。）がイベントスクエア内に立ち入ること

(2) 本建物の他のテナント又は居室等への音漏れを抑えるため、当社の立会いの下、音量の確認を受けるものとし、当社は必要に応じて音量を制限する可能性があること

(3) イベントに関する告知物について、告知場所、告知物のサイズ等を当社が指定する可能性があること

(4) イベントの開催中に、当社が写真撮影をする可能性があること。また、シーズ会員又はイベント参加者が写真撮影を拒否する場合は、イベントを開催するシーズ会員が当社に申し出ること

7. シーズ会員は、イベントスクエアにおけるイベントの開催に際し、次の各号に該当する場合は、事前に当社に通知のうえ当社の承諾を得るものとします。

(1) 本イベントにおいて、シーズ会員又は本イベントの参加者が飲食又は飲酒を行う場合

(2) 自ら契約のうえ外部業者（清掃、警備のための業者を含みますが、これらに限りません。）を利用する場合

(3) 本施設内に道具類、パネル、幕類その他の搬入物を搬入する場合（この場合、当該搬入物の搬出入に際しては、壁面及び床等の養生その他の必要な措置を行うものとし、搬入物及び養生その他の必要な措置はシーズ会員の責任と費用負担において実施するものとします。）

8. シーズ会員は、自己のイベント開催に関連して、イベント参加者、本建物の他の利用者又は本建物の所有者若しくは管理者との間に紛争等が生じた場合、自己の責任と費用負担において自らこれを解決するものとし、当社は当該紛争等について一切の責任を負わないものとします。

## 第6条（イベントスクエアにおけるイベント参加）

1. イベントスクエアで開催されるイベントへの参加を希望する会員は、イベントの主催者

が定める申込み手続を行うものとし、イベントへの参加可否は、イベントの主催者が判断するものとし、当社は関与しないものとし、

2. イベントへ参加する会員は、本規約に加え、イベントの主催者が定めるイベント参加に関する規約その他のルールを遵守しなければなりません。
3. イベントの参加申込みに対する拒否又はイベントの中止について、当社は一切責任を負いません。
4. イベントに参加する会員は、イベントの主催者、他のイベント参加者、本建物の他の利用者又は本建物の所有者若しくは管理者との間に紛争等が生じた場合、自己の責任と費用負担において自らこれを解決するものとし、当社は当該紛争等について一切の責任を負わないものとし、

#### 第7条（コネクタエリア）

1. シーズ会員は、当社が別途定める利用可能回数の範囲内で、自由にコネクタエリアを訪れ、会員同士又は会員と協力者とのコミュニケーションのために利用することができます。
2. シーズ会員は、当社が別途定める人数の範囲内で、同伴者と共にコネクタエリアを利用することができます。ただし、シーズ会員は、自己の同伴者に **Blooming Camp** 会員規約及び本規約を遵守させなければならず、同伴者が当社又は第三者に損害を与えた場合、同伴者と連帯して責任を負うものとし、同伴者は、コネクタエリア内で常にシーズ会員と共に行動するものとし、

#### 第8条（イベントスクエアのコネクタエリアとしての利用）

1. 当社は、イベントスクエアにおいてイベントが開催されない日時に、イベントスクエアをコネクタエリアの延長として利用できるよう開放することがあります。この場合、シーズ会員は、イベントスクエアをコネクタエリアと同様に利用することができます。
2. 前項のイベントスクエアの開放には、時間制限を設ける場合があります。時間制限がある場合、シーズ会員は、当社の指定の時間までに、当社の指示に従いイベントスクエアから退出しなければなりません。

#### 第9条（展示スペース）

1. 展示スペースの利用を希望するシーズ会員は、当社所定の方法により申込みを行うものとし、当社の審査を通過した者のみが展示スペースに展示を行うことができます。シーズ会員は、当社が審査のために必要とする資料について、当社より提出を求められた場合には、これに応じるものとし、当社は、審査の結果を当社所定の方法により申込者に対して通知しますが、当社は審査内容及び審査結果の理由について開示する義務を負わないものとし、

2. 展示スペースに展示した物品について、温度・湿度・日照その他の環境、災害（地震、台風、津波、火災等を含みますがこれらに限りません。）、事故又は盗難等による劣化、破損又は紛失について、当社は責任を負いません。

#### 第10条（シェアキッチン）

1. シェアキッチンサービスは、シェアキッチンサービス運営事業者により提供されます。シェアキッチンサービスの利用を希望するシーズ会員は、当社又はシェアキッチンサービス運営事業者が定める申込み手続を行うものとします。シェアキッチンサービスの利用可否は、シェアキッチンサービス運営事業者が判断するものとします。
2. シェアキッチンサービスを利用する会員は、シェアキッチンサービス運営事業者との間で別途シェアキッチンサービスの利用契約を締結するものとし、本規約に加え、当該契約を遵守しなければなりません。
3. シェアキッチンサービスの利用には、本会員サービスの利用料金とは別途、シェアキッチンサービス運営事業者の定める利用料金が発生します。
4. シェアキッチン来訪客の受付、人員整理、誘導、警備又は会計処理等は、シーズ会員の責任と費用負担において行うものとします。
5. シーズ会員は、シェアキッチンサービスを利用するために必要な届出等について、自己の責任と費用負担により、調査のうえ法令又は条例に定められた必要な届出等を行うものとします。当社は、シェアキッチンサービスを利用するために必要な届出等についての調査又は届出等の代理等を行う義務を負わないものとします。シーズ会員は、シェアキッチンサービス運営事業者に対して、当該届出等の複写を提出するものとします。
6. シーズ会員は、シェアキッチンサービスの利用に伴う損害賠償保険、傷害保険、生産物賠償責任保険その他の必要な保険に、自らの責任と費用負担において加入しなければなりません。
7. シーズ会員は、シェアキッチンサービスの利用に際し、食品衛生法その他の関係法令又はガイドライン等を厳格に遵守して、衛生管理を徹底するものとします。当社は、シーズ会員のシェアキッチンサービス利用に係る衛生管理に関する責任（食中毒の発生を含みますが、これに限りません。）を一切負わないものとします。
8. シーズ会員は、自己のシェアキッチンサービスの利用に関連して、シェアキッチンサービス運営事業者、シェアキッチン来訪客、本建物の他の利用者又は本建物の所有者若しくは管理者との間に紛争等が生じた場合、自己の責任と費用負担において自らこれを解決するものとし、当社は当該紛争等について一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（イベント等の中断又は中止）

1. 当社は、次の各号に該当すると認めた場合、イベント、展示又はシェアキッチンサービスの利用について、中断又は中止を求めることがあり、シーズ会員は当該求めに応じな

ればなりません。この場合に、シーズ会員又はシェアキッチン来訪客に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本施設の利用実態が本会員サービスの目的に照らして不適切である又はそのおそれがあるとき
  - (2) 当社、本建物の所有者若しくは管理者又はシェアキッチンサービス運営事業者の指示に従わなかったとき
  - (3) 関係官公庁から中止の要請又は命令等があったとき
  - (4) 本建物の所有者又は管理者の都合により中止の要請又は命令等があったとき
  - (5) シーズ会員、イベント参加者、シェアキッチン来訪客又は本建物の他の利用者の生命又は身体の安全が確保されないとき
  - (6) シーズ会員、イベント参加者又はシェアキッチン来訪客が **Blooming Camp** 会員規約又は本規約に違反したとき
  - (7) 第三者から苦情があったとき
  - (8) 前各号の他、当社が適切でないと判断したとき
2. 前項の場合、シーズ会員は、速やかに第18条に従って原状回復を行わなければならないものとします。

#### 第12条（ガイドライン等の遵守）

1. シーズ会員は、当社が別途定める本施設（設備を含みます。）の利用に関するガイドライン等（本会員サービスに関するウェブサイトに掲載されるもの又は本施設に掲示若しくは設置されるものを含みますが、これらに限りません。）を遵守しなければなりません。ガイドライン等は、適時に更新又は追加されるものとし、シーズ会員は、常に最新のガイドライン等を遵守するものとします。

#### 第13条（安全上の措置）

1. 会員は、本施設の利用に際し、次の各号に掲げる安全上の措置を講じるものとします。
  - (1) 災害その他の非常事態に備え、予め本施設の非常口及び消火器の位置並びに避難経路を確認すること
  - (2) 本施設の避難誘導灯、消火器、消火栓又は避難口の扉等を隠さないようにすること
  - (3) イベント開催時又はシェアキッチンの利用時は、防災上の避難動線を予め確認のうえ、避難に十分な幅員を確保すること
  - (4) イベント開催時又はシェアキッチンの利用時は、イベントに関する作業を行う者及びイベント参加者に対し、非常口及び避難経路の誘導等の本施設の安全管理について周知すること

#### 第14条（物品の管理）

1. シーズ会員は、本施設の利用の際に本施設内に持ち込んだシーズ会員の所有物その他の保有物品を自己の責任と費用負担において適切に管理し、同伴者又はイベント参加者にその保有物品を自己の責任と費用負担において適切に管理させるものとします。

#### 第15条（情報の取扱い）

1. 本施設は、物理的及び理念的に開かれた場であり、本施設内で授受される情報は秘密として管理されません。会員はこのことを確認・理解し、会員同士、会員と協力者、コミュニティマネージャーその他の本施設の来訪者とのコミュニケーションで開示する情報を適切に選択するものとします。

#### 第16条（イベント参加者又はシェアキッチン来訪客の個人情報）

1. シーズ会員は、イベント参加者又はシェアキッチン来訪客の個人情報を取得する場合は、自己の責任と費用負担において、個人情報の保護に関する法律に従って適切に取り扱わなければなりません。
2. 当社とシーズ会員との間で、イベント参加者又はシェアキッチン来訪客の個人情報を授受することはありません。

#### 第17条（禁止事項）

1. 会員は、**Blooming Camp** 会員規約に定める禁止事項に加えて、本施設の利用にあたり、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
  - (1) 第三者（他の会員等、同伴者、イベント参加者又はシェアキッチン来訪客を含みます。以下、本条において同じ。）による本施設又は本建物の利用を妨げる行為
  - (2) 申込み手続きを行わず又は当社若しくはシェアキッチンサービス運営事業者の承諾を得ずに、イベントを開催し、展示スペースに物品を置き、シェアキッチンを利用し、又はシェアキッチンに立ち入る行為
  - (3) 当社又はシェアキッチンサービス運営事業者の承諾を得た日時と異なる日時において、イベントを開催し、展示スペースに物品を置き、シェアキッチンを利用し、又はシェアキッチンに立ち入る行為
  - (4) シェアキッチンで重飲食の提供又は飲食物のテイクアウト販売をする行為
  - (5) 当社の許可なく、本施設内においてメディア等の取材を受ける行為
  - (6) 当社の許可なく、営業時間外に本施設（通路部分を除きます。）に立ち入る行為
  - (7) 本施設の住所及び名称を、名刺を含む印刷物又はウェブサイト等に掲載する行為（イベント開催時又はシェアキッチンサービス利用時の告知のために、その実施場所として本施設の住所及び名称を掲載することを除きます。）
  - (8) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為
  - (9) 別紙に定める本建物の禁止事項に該当する行為又は本建物内に掲示されている禁止

## 事項に該当する行為

### 第18条（利用後の原状回復）

1. シーズ会員は、本施設の利用後（自己の同伴者、自己が主催したイベントの参加者又は自己のシェアキッチン来訪客の利用を含みます。）、営業時間内（イベント開催時又はシェアキッチンサービスの利用時は、指定の時間内）に、自己の責任と費用負担により次の各号に掲げる措置を完了させ、本施設を原状に回復するものとします。
  - (1) 本施設の設定等を移動した場合は所定の収納場所に復帰させること。
  - (2) 搬入した設備その他の物品（展示物を含みます。）を撤去すること。
  - (3) 本施設を清掃し、利用中に発生したごみを持ち帰ること。
  - (4) 本イベントで生じた廃棄物を法令又は条例に従って処理すること。
  - (5) 前各号の他、原状回復に必要な措置を行うこと。
2. シーズ会員は、イベント開催時又はシェアキッチンサービスの利用時は、前項各号に定める措置が終了した後、当社又は当社が指定する者の立会いの下、本施設内の点検を受けるものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、当社がシーズ会員の利用に起因して特別に清掃その他の処置を講じる必要が生じた場合、シーズ会員は当社に対し、当社の請求に従い、本会員サービス又はシェアキッチンサービスの利用料金とは別に清掃費を支払うものとします。
4. 第1項の定めにかかわらず、シーズ会員による本施設の利用終了後、本施設内外に会員、同伴者、イベント参加者又はシェアキッチン来訪客の残置物（展示物を含みます。）があった場合、シーズ会員は、当社の求めに従い、当該残置物を回収するものとします。当社は、シーズ会員が回収を行わなかった場合、当該残置物を処分し、又はシーズ会員に送付することができるものとし、処分又は送付に際して費用が生じた場合は、シーズ会員は当社に対し、本会員サービス又はシェアキッチンサービスの利用料金とは別に当該費用を支払うものとします。残置物について、同伴者、イベント参加者又はシェアキッチン来訪客からの請求があった場合は、シーズ会員は自己の責任と費用負担により対応するものとし、当社は一切の責任を負いません。

### 第19条（損害賠償）

1. シーズ会員は、自己、自己の同伴者、自己の開催するイベントのイベント参加者又は自己が利用するシェアキッチン来訪者が、**Blooming Camp** 会員規約又は本規約への違反その他の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

### 第20条（本施設及び本建物に関する免責）

1. 本施設又は本建物内において、会員又は第三者（他の会員等、同伴者、イベント参加者



又はシェアキッチン来訪客を含みます。以下、本条において同じ。)が所有物その他の保有物品の盗難に遭い又は情報の漏洩が生じた場合でも、当社はそれらにより生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

2. 当社は、シーズ会員が第5条又は第10条に定める届出等の不備又は懈怠によりシーズ会員又は第三者が被った損害について、その責任を負わないものとします。
3. 会員は、本施設の利用に起因又は関連して第三者との間に紛争等が生じた場合、自己の責任と費用負担において自らこれを解決するものとし、当社は当該紛争等について一切の責任を負わないものとします。

## 附則

### 第1条 (適用開始)

1. この規約は、2024年10月23日に制定され、同日より適用されます。

グラングリーン大阪 JAM BASE 禁止事項

- 爆発性、発火性のある物品、その他危険物又は不潔悪臭のある物品を持ち込むこと。
- 指定の喫煙場所以外での喫煙（施設内外の共用部分は原則禁煙）。
- 裸火、石油ストーブ、電気ストーブ、電熱器、卓上コンロ等を使用すること。
- 消防上常閉を指定している扉を開け放ったままとすること。
- 喧騒、臭気の発散、振動等、他人に迷惑不快を及ぼすおそれがある行為を行うこと。
- 吸殻、紙屑、塵芥、その他の廃棄物を指定場所以外に廃棄又は放置すること。館外からこれらを持ち込み廃棄又は放置すること。
- 他人名義の電話を架設すること。
- 器物の破損及び建築物の汚損行為を行うこと。
- 共用部の設えを許可なく変更すること。
- 立入りを禁止する場所、屋上や機械室など危険な場所へ立ち入ること。
- 不良な電気機器を使用すること。
- 宿泊すること又は炊事等（シェアキッチンの利用を除きます。）をすること。
- 事前に許可を得ずに本施設内において作業（工事、多量の荷物の搬出入等）を行うこと。また、乗用エレベーターを使用しての荷物の搬出入を行うこと。
- 共用部に物品を放置すること及び共用部を専有使用すること。また、管理運営会社から移動・明け渡しの求めがあるにも関わらず、共用部に長時間居座ること。
- 自動車、バイク、自転車等を指定場所以外に駐停車すること。
- 駐輪場以外の場所にバイク、原動機付自転車を乗り入れること。
- 敷地においてスケートボード等を使用すること及びボール遊び等を行うこと。
- 補助犬を除く動物を持ち込むこと。動物を飼育すること。
- 窓ガラスや廊下など共用部の壁に諸表示を記入及び貼付すること。
- 事前に許可を得ずに本施設内において撮影すること。また、建物のロゴ・肖像等を無断に使用すること。
- 共用部に許可なく看板、広告物を設置すること。チラシ等の配布、案内を立たせること。
- 共用部での許可のない販売行為、イベントの開催、集会等を行うこと。
- 宗教活動若しくは政治活動を行うこと。
- 共用部での労働争議及び募金、署名活動、勧誘等の行為を行うこと。
- 他人の営業、執務に対し迷惑をかける又は妨害すること。
- 施設内の指定・許可された場所以外で飲食を行うこと。
- 風俗営業、賭博行為、その他公序良俗に反する行為をすること。
- その他、本施設における安全・品位の保持、管理運営上の必要から、JAM BASE テナ

ント管理が禁止する行為。

以上